

○入札説明書

茨城県立こども病院で使用する電気の供給に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年1月10日

2 入札に付する事項

(1) 件名

茨城県立こども病院で使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

3,565,000 キロワット時

(3) 供給内容

別添仕様書による

(4) 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 供給場所

茨城県水戸市双葉台3丁目3番地の1 茨城県立こども病院

(6) この調達は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、紙入札方式により行う案件である。

3 担当部局

〒311-4145 茨城県水戸市双葉台3丁目3番地の1

茨城県立こども病院

電話 029-254-1151(代)

F A X 029-254-2382

メールアドレス k-suganoya@ibaraki-kodomo.com

施設管理課 菅野谷

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格を有する者であって、同要項第5条に

規定する物品調達等競争入札参加資格名簿大分類 14（その他）の小分類 5（その他）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 「2 入札に付する事項」の(2)から(5)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

5 入札等の手続き

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を紙入札方式により行う。

ただし、3 の担当部局の了解を得た場合は、電子メールによる提出も可とする。

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 7 年 1 月 24 日（金）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれも午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

なお、郵送の場合は、期限までに必着のこと。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3 の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は持参、郵送（書留郵便によること。）、ファックス又は電子メールにより質問書（別紙様式第 5 号）を提出すること。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 5 時まで

イ 方法

回答は茨城県立こども病院ホームページに掲載する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵送、持参又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に「4 入札参加資格」に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和7年2月4日（火）午後5時まで（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

郵送（書留郵便によること。）、持参又は電子メールによること。

(3) 提出先

3の担当部局に同じ。

(4) 結果通知等

ア 提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の有無について審査し、令和7年2月7日（金）までに、一般競争入札参加確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札（開札）日時及び場所等

(1) 日 時 令和7年2月20日（木）午前10時から

(2) 場 所 茨城県立こども病院 1階 大会議室

(3) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までにその旨を連絡すること。

(4) 入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。

(5) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。

(6) 参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札会場を退場する事はできない。

(7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。

イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれ

かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 107 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札金額は、総額を記載すること。

イ 入札書（様式第 6 号）に必要事項を記入のうえ封かんされた封書にて、3 の担当部局に提出すること。

ウ 提出は持参又は郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

エ 落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。また、契約に当たっては入札書別紙の各単価で行う。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

オ 提出書類

資料の詳細については、入札説明書による。

なお、「別紙様式第 6 号入札書、算出の根拠となる単価表及び計算書（様式任意）」の添付を必ずすること。

カ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（別紙様式第 7 号）を提出すること。

(2) 入札書の提出日時及び場所等

ア 日 時 令和 7 年 2 月 20 日（木）午前 10 時

（郵送による入札の場合は、令和 7 年 2 月 19 日（水）午後 5 時までに必着。提出先は、3 の担当部局に同じ。）

イ 場 所 茨城県立こども病院 1 階 大会議室

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない又は記録した事項が明らかでない入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額

に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 指定の日時まで提出されなかった入札
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第 114 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず3の担当部局へ持参、郵送又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、令和7年4月1日付けで契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) 当該入札公告によって生じた権利義務は、令和7年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 入札等のため、院内に立ち入る場合は患者用休日・夜間出入口より入館し、来院者受付票（業者・その他の来院者）を記入し、交付された入館証を首から下げること。